

秋の全国交通安全運動

令和7年 9/21日～9/30 火

9月30日(火)は交通事故死ゼロを目指す日

運動の重点

- ① 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と
反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ② ながらスマホや飲酒運転等の根絶と
夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの
理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課交通安全対策室

TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全 [検索](#) と検索してください。

滋賀応援寄附（ふるさと納税）

～近江の安全・安心応援プロジェクト～
(交通安全、防犯、犯罪被害者支援)

子どもから高齢者まで全ての方が
犯罪や交通事故にあうことなく暮ら
せる地域づくり等に活用します。

※ 詳しくは、右の二次元コードから



この印刷物は再生紙を利用しています。

重点 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

ストップ！歩きスマホ

歩きながらのスマートフォンの利用は大変危険です。
安全な場所で止まってから操作をするようにしましょう。



反射材で光って安心

夜間は反射材やLEDライトなどを身につけて活用しましょう。白、黄などの明るい色の服も事故防止に有効です。



～「ゾーン30」ってなに？～

生活道路での歩行者等の安全な通行を確保することを目的として30km/hの速度規制を実施する区域（ゾーン）のことをいいます。右の標識がある区域では減速し、抜け道利用を控えましょう。

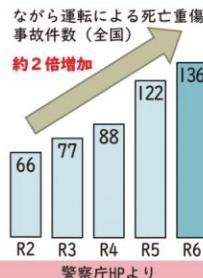


重点 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

ながら運転の事故が増加！

令和2年以降、ながら運転による事故が増加しています。

ながら運転は、周囲の危険の発見が遅れ歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながる極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう。



照射範囲は
ロービーム 約 40m
ハイビーム 約 100m

前照灯はハイビームが基本。
対向車など他の車両の走行を妨げる恐れがある時はロービーム、それ以外はハイビームで運転しましょう。こまめに切り替えを！



重点 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底と ヘルメットの着用促進

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両です。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。道路の左側部分の端を走行しましょう。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
必ず信号を守りましょう。特に歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標識がある場合は、これに従いましょう。

自転車安全利用五則

3 夜間はライトを点灯

ライトを点灯するだけでなく、反射材も活用しましょう。

4 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止です。厳罰が適用されます。

5 ヘルメットを着用

命を守るために全利用者が着用しましょう。

重点 4 横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県重点)

止まってください！「横断歩道」

信号機のない横断歩道等の手前には、横断歩道等ありの道路標示等が設置されています。

この道路標示を見たら減速し、横断歩道を渡ろうとしている歩行者等がいる時は、必ず停止線または横断歩道直前で一時停止をして、横断歩道を渡り終えるのを待ちましょう。

道路に描かれたダイヤマークってなに？

ダイヤマークとは、この先に横断歩道(自転車横断帯)があることを知らせる道路標示です。

ドライバーの方は、この道路標示を見落とさないようにしましょう。



パートナー
私を守る
ヘルメット

それでも見るよ
みぎひだり
青信号

しがロード
ゆする気持ちを
大切に

スローガン
交通安全
令和7年度